

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画(以下、「避難確保計画」という)は、土砂災害防止法第8条の二に基づき、せいび保育園近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、せいび保育園に勤務する職員（以下、「施設職員」という）および施設の利用者または出入りをする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

①指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

②情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

③避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

《昼間》 図-1 職員の役割分担

